

税の川口通信

未婚のひとり親控除の創設と寡婦（寡夫）控除の

見直しについて（源泉所得税関係）

2019年までは配偶者と離婚、死別して子を扶養するひとり親であれば寡婦（夫）控除が受けられましたが、未婚のひとり親はそれらの控除を受けられず、またひとり親の女性とひとり親の男性では控除額に差があるなど問題がありました。

そこで、2020年度税制改正により、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直しが行われました。

今回はひとり親、及び改定後の寡婦について確認します。

未婚のひとり親に対する税制上の措置とは

居住者がひとり親である場合には、ひとり親控除として、その者のその年分の総所得

得金額等から35万円を控除することとされました。

では、ひとり親とはどのような人を用いのでしょうか？

「ひとり親」とは、現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない一定の者のうち、次に掲げる要件を満たすものをいいます。

- (1) その者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除き、その年分の総所得金額等の合計額が48万円以下のものに限り、以下同じです。）を有すること。
- (2) 合計所得金額が500万円以下であること。

(3) その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者（次に掲げる者をいいます。以下同じです。）がないこと。

イその者が住民票に世帯主と記載されている者である場合には、その者と同一の世帯に属する者の住民票に世帯主との続柄が世帯主の未届の夫又は未届の妻である旨その他の世帯主と事実上婚姻関係と同様の事情にあ

ると認められる続柄である旨の記載がされた者

ロその者が住民票に世帯主と記載されている者でない場合には、その者の住民票に世帯主との続柄が世帯主の未届の夫又は未届の妻である旨その他の世帯主と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされているときのその世帯主

簡単にいいますと、ひとり親とは、「婚姻歴の有無や性別にかかわらず」、同一生計の子が有りかつ、「所得500万円以下」かつ、「事実婚姻」を満たす単身者が該当することとなります。

改正前は寡婦（寡夫）控除の対象ではなかったいわゆる未婚のひとり親が「ひとり親」に該当することとなる場合や、反対に、改正前は寡婦（寡夫）控除の対象であった方が「ひとり親」に該当しないこととなる場合がありますので、年末調整手続きを周知する際には従業員等に注意喚起を行う必要があります。

改正後の「寡婦」とは、どのような人を用いのでしょうか？

改定後の「寡婦」

(1) 夫と離婚した後婚姻をしていない者のうち、次に掲げる要件を満たすものイ扶養親族を有すること。

ロ合計所得金額が500万円以下であること。

ハその者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと（注）

(2) 夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない一定の者のうち、次に掲げる要件を満たすものイ合計所得金額が500万円以下であること。

ロその者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと。（注）

改正後の「寡婦」の要件は右記のとおりですが、改正前の「寡婦」の要件との主な違いは、①扶養親族を有する寡婦についても「合計所得金額要件」及び、①「非事実婚姻要件」が、それぞれ追加されたこととなります。

（注）上記（1）ハ及び（2）ロの要件については、ひとり親の（3）と同様です。

これらの改正は、2020年分以後の所得税について適用されます。適用開始日や令和2年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書への記載方法等、また改定前後の控除に係る適用判定のフロー図が国税庁のHPに「ひとり親控除及び寡婦控除に関するFAQ（源泉徴収関係）」に掲載されていますのでご参照ください。



涌井智子税理士事務所
税理士 涌井智子